

新 旧 対

照 表

旧

新
高知県道路交通法施行細則（抜粋）

旧
高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者（次項第5号において「優良運転者」という。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請については、住所地以外を管轄する署長（高知、高知南及びいのの各署長を除く。）を経由して申請することができる。

- (1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 いの署長
- (2) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者（次項第6号において「優良運転者」という。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南及びいのの各署長

2 前項本文の規定にかかわらず、高知、高知南又はいのの各警察署の管轄区域内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあっては、第3号に掲げる届出を除く。）は、運転免許センターを経由して行うものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、高知、高知南及びいのの各警察署の管轄区域内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(3) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出

(4)~(9) 略

(3)~(8) 略